

福祉協力員の手引き



思いやりの心でつなぐ

白山のK I Z U N A ~絆~

(白山市地域福祉計画・白山市地域福祉活動計画基本理念)

誰もが安心して住み慣れた地域で

暮らしていくために

同じ地域に住む方々で見守り

支え合う地域をつくりましょう

白山市・白山市社会福祉協議会

令和2年10月

● 今、地域で求められていること

現在、地域では少子高齢化が進展し、高齢者世帯が増加する中、家族や地域の支えあいが薄れ、無縁社会とも呼ばれるように、老老介護や社会的孤立、生活困窮、虐待などが新たな社会問題となってきております。

さらに、東日本大震災や熊本地震をはじめ、台風や豪雨、火山噴火等の大きな自然災害が毎年のように発生していますが、こうした自然災害に対し、「地域のつながりが被害を最小限に防ぐ」、ということが広く知られるようになってきました。

誰もが安心して暮らすことができる地域社会を目指すため、地域の住民同士のつながりや支え合いが身近な地域において求められています。

こうした背景を踏まえて、白山市では、市内全域に『福祉協力員』を配置し、住民同士の見守り活動を推進することにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

● 福祉協力員とは

- 誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するため、町内における住民同士の見守り活動等を推進する役割を担う人のことです。

委嘱は町会の推薦を受け、市長、市社会福祉協議会長が委嘱します。



※市より腕章が貸与されますので、見守り活動や訪問活動の際には必要に応じて腕章を身に着けてください。

● 福祉協力員の役割

○地域で気になる人の見守りや声かけ等



同じ町内の中で、ひとり暮らし高齢者や障害のある方、子育て世代等で気になる人に対して、見守りや声掛けを行いましょう。

定期的に見守りや声かけを行うことで、問題を早期発見し、適切な対応、対処につなげることになります。

また、日頃から見守りや声かけなどを行うことが、災害時や緊急時の避難誘導に役立てられ、安心・安全なまちづくりにつながります。

○ふれあいサロン等の地域福祉活動への参加・協力

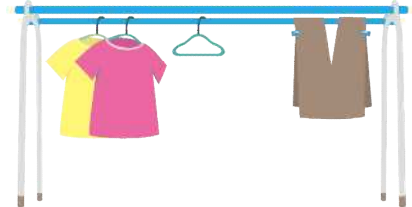


町内会や地区社会福祉協議会が主催する地域福祉活動、ふれあいサロン等に参加・協力をしましょう。

【気になるサインの例】

1 洗濯物の確認

夜になっても洗濯物が干したままだったり、反対に何日も干していない場合。



2 室内の電灯の確認

何日も続けて夜間に電灯がついていない場合。



3 ごみの確認

いつもごみを出していた人が、突然ごみを出さなくなった場合。

4 新聞、郵便、宅配便の確認

郵便受けに新聞や郵便物がたまっている場合。

活動の具体例

ふれあいサロンや敬老会等の地域のイベントへの参加を呼びかけたり、普段からこまめに声かけをすることも、大切な見守り活動の一つです。



【福祉協力員の活動ポイント】

1 チームを作って見守りしましょう。



福祉協力員だけで見守り活動を行うのではなく、町内会長、民生委員、隣近所の人などと連携して、複数で見守りや声かけを行うチームを作りましょう。

また、回覧板を持っていく際など、日頃のお付き合いや町内会の行事などをうまく活用して、無理なく継続できるかたちで、見守り活動を行いましょ。

2 対象者の立場・気持ちになって関わりましょう。



「～してあげる」というのではなく、同じ町内に住む良き理解者として、対象者の立場、気持ちになって関わりましょう。

3 気になることは一人で抱え込まないようにしましょう。



見守り活動を行う中で気づいたことがあれば、1人で抱え込まず、民生委員や町内会長とよく相談しましょう。

また、困ったことがあれば、市や社会福祉協議会（市・地区）に相談するなど、関係機関へつないで下さい。

4 福祉の情報（制度・資源等）を知りましょう。



福祉の情報を知ることで、自分の生活や地域を振り返ることができ、見守りの視点が広がります。地区単位で行われる「福祉協力員研修会」等には、積極的に参加しましょう。

また、地域で開催されている「ふれあいサロン」や「地区社会福祉協議会等の地域福祉活動」に参加・協力しましょう。

5 知り得た情報や秘密を守りましょう。（秘密保持）



福祉協力員も地域に住む住民のひとりです。お互いの信頼関係を大切にするためにも、知り得た秘密事項（プライバシーに関すること）はむやみに外部に口外しないように気をつけましょう。

6 活動中の事故やケガの補償

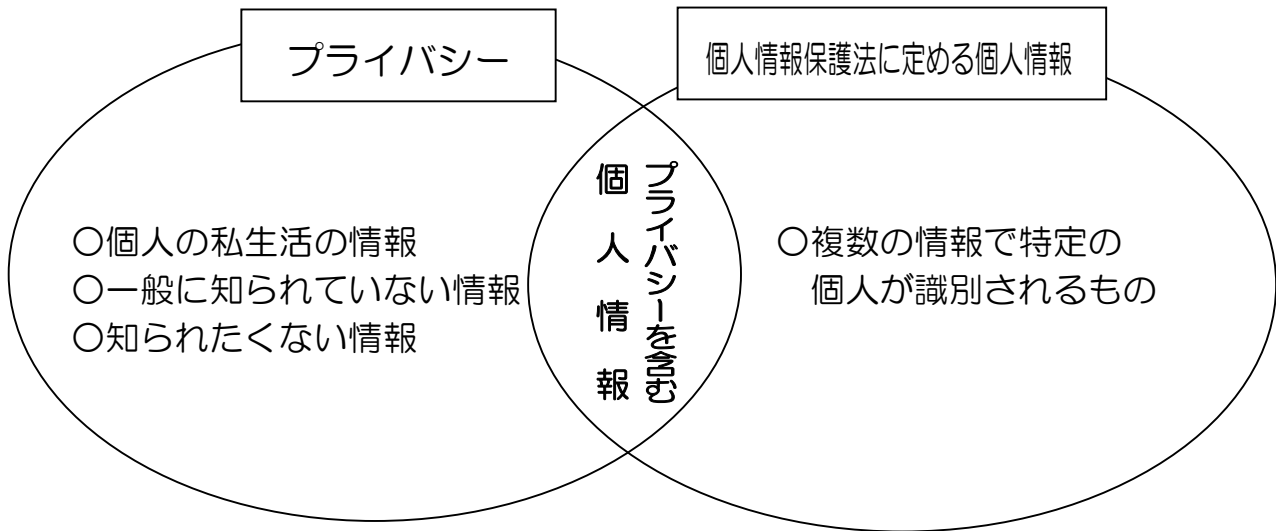


福祉協力員として委嘱された方は、ボランティア活動保険に加入しますので、活動中の傷害・賠償事故に対して一定の補償があります。（個人負担はありません）

事故やケガをされた場合は、速やかに市社会福祉協議会までご連絡下さい。

● 対象者の秘密（プライバシー）を守りましょう！

封書の表面の宛名や発信者の情報が個人情報であり、封書の中身がプライバシー情報と考えるとわかりやすいといわれています。個人情報を保護することはプライバシーを保護することに通じますが、プライバシーと個人情報保護法で定める個人情報とは異なります。



大切なこと

- 町内で見守り活動をするうえで知り得たプライバシーに関する情報（個人の秘密）は、みだりに口外してはいけません。
- 活動上知り得た個人情報は、見守り活動や、相手が困っている問題を解決することのみに活用し、他の目的には使わないようにしましょう。
- 個人情報保護の原則を守ることは大切ですが、明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態が発生したとき、あるいはその恐れがあると判断されたときは、個人の生命や身体の安全を守るものが優先されます。



• 情報を共有することが、本人及び地域住民の利益になることを考え、関係者がお互いに連携、協働していくことが今後ますます重要になってきます。